

堺市監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 26 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

危機管理室

第3 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和6年10月31日）

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年11月1日～令和7年3月26日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 防災課

(1) 防災備蓄等整備事業について

防災備蓄等整備事業について、大規模災害が発生した際、発災直後の応急対応を行うための食料や資機材を防災拠点となる区役所や指定避難所などに配備するとともに、良好な避難生活を確保するため、指定避難所などの環境整備を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 共通項目

(1) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 仕様書等の記載内容

令和6年度の指定緊急避難場所標識等製作業務について、標識を製作

し、指定緊急避難場所に設置する業務を受注者に実施させていたが、仕様書の業務内容には、設置に関する記載がなかった。

また、令和５年度の同業務について、請書において記載している履行場所が、実際の履行場所と異なっていたが、そのまま受け取っていた。
(防災課)

(2) 使用料及び賃借料について

使用料及び賃借料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 契約保証金

堺市契約規則では、契約締結に当たり、受注者から契約保証金の納付を受けることとされている。また、令和６年能登半島地震発災に伴う職員派遣に係る人員搬送業務の契約書では、受注者は、契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならないとしている。

しかし、当該業務において、令和６年１月１４日付けで契約（履行期間は同年３月３１日まで）を締結していたが、納期限を指定していない契約保証金の納付書の送付が同年１月２５日、納付が同年２月１６日と遅延しており、契約事務が適切に行われていなかった。

(危機管理課)

(3) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の取扱い

堺泉北地域防災相互無線協議会に係る公金外現金について、取扱いの規定では、収支整理者及び出納取扱者は、同協議会への負担金の支出手続等を担当する者としていないと定められている。

しかし、収支整理者と同じ者が市から同協議会への負担金の支出手続を行っていた。

(危機管理課)